

文化審議会博物館部会
法制度の在り方に関するワーキンググループ（第8回）

令和3年9月7日

【浜田座長】 では、皆さん、こんにちは。ただいまから文化審議会博物館部会法制度の在り方に関するワーキンググループ（第8回）を開催いたします。

本日は御多忙のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

第6回、第7回に当たる前回、前々回のワーキンググループでは、関係団体からヒアリングを行いまして、それぞれの館種の実情ですとか、7月30日付で公表した「審議経過報告」に対する御意見等を頂きました。

今回からは、このヒアリングで得た知見を踏まえまして、各論点について更に論議を深めていきたいと思っております。第8回である今回は、特に定義、事業、そして審査基準といった基本的な内容について再度論議したいと思います。

まずは事務局から、前回までのヒアリングの総括とヒアリングを踏まえて議論を深めるべき論点について説明をしていただき、その後、ヒアリングを踏まえて意見書の提出を頂きました佐久間委員、それから半田委員から御説明を頂きたいと思っております。半田委員の意見に関しましては、オブザーバーである栗原氏から、ICOM（国際博物館会議）における論議の最新状況についての御紹介を併せていただきたいと思いますと思っております。

次に、座長代理である佐々木委員と、座長である私、浜田から、これまでの論議とヒアリングを踏まえた、具体的な法制度の在り方について、私案を提示したいと思っております。

委員の皆様には、これらの論議を踏まえて、意見交換をお願いしたく存じます。

では、初めに事務局から御説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。担当の稲畑でございます。よろしく申し上げます。

お手元に資料ございますでしょうか。資料1を御覧ください。通し番号でも1ページです。

まずは前回、前々回にわたって行いましたヒアリングの御意見を総括したいと思います。それが最初の数ページにわたってございますので、簡単に御説明した後で本日の議論のフレームワークについて御説明したいと思います。

まず1ページ目、ヒアリングは、7月30日の審議経過報告全てにわたって御意見を頂き

ましたけれども、まずは定義、博物館の定義に関する御意見から御紹介いたします。

大きく、非営利性、公益性について、民間の設置する株式会社、特に公益法人、一般社団法人ではなくて、株式会社等の民間の現在登録の資格となっていないものを登録の設置者、資格としてよいかという点については意見が分かれたところでございます。

全国美術館会議さんからは慎重な議論が必要だという御意見を頂きました。他方で、動物園水族館協会、日本水族館協会からは、営利であれ、非営利であれ、法人の形態にかかわらず、博物館としての審査を行うべきではないかという御意見を頂いたところでございます。

2つ目の丸、個別の館種について規定すべきだという御意見は、それぞれの館種の皆様から、現在の博物館法で言及していない動物園や水族館、昆虫施設、文学館等についても言及すべきではないかという御意見を頂いたところでございます。

ページめくっていただいて、2ページ目です。ざっくりくくってしまっておりますけれども、多くの団体の皆様から、館種の多様性への配慮をしてほしいという御意見を頂いたところだと認識しております。

一口に博物館といっても非常に多様な館種がございますので、その多様な館種が全て、博物館として重要な館種が含まれるような制度設計にすべきであるという御意見だと理解しております。

次、3ページ、審査の負担、小規模館への配慮ということで、新制度では、どうしても審査基準が複雑になって、審査の負担が増えるであろうと。そうなったときに、特に体力のない、人員が少なかったりして体力のない小規模館は非常に大変であろうからサポートをしてほしいというような御意見だったと理解しております。

あるいは、審査において入館者数だけで審査するようなことがないようにしてほしいという御意見も頂きました。

次、4ページは、その他の審査基準への御意見をまとめてございます。

次、5ページは、審査に当たって、審議経過報告で必要だと提言させていただいている第三者組織の在り方について御提言を頂いております。基本的には引き続き現在と同じ枠組みで、都道府県、指定都市の教育委員会が審査を行うということについては大きく異義がなかったところでございますけれども、審査に専門性が問われることになるので、第三者組織は重要であると。このような第三者組織が、先ほどの小規模化への配慮のところにもありましたけれども、各館のサポートを行うような体制を是非お願いしたいというような御指摘があったところでございます。

6 ページは、更新制の導入についての御意見です。基本的に更新、あるいは質を維持するような制度は導入すべきであるという御意見だったと理解しております。

次、7 ページは、登録のインセンティブというふうに審議経過報告で表現していたところの御意見です。科研費における研究機関の指定でございますとか、貴重種の移動、飼育関係でございますとか、様々な御意見を頂いたところでございます。

次、8 ページは、ネットワークの形成に関しては、前向きな御意見を頂いております。これからの博物館の運営において、ネットワークの形成と、それによる人材の共有でありますとか、そういう部分は非常に重要となってくるので、法制度であるのかどうかはともかく、ここの辺りのサポートを是非お願いしたいというような御意見だったと理解しております。

最後、9 ページは、デジタル技術の活用についてとその他の意見についてまとめているところでございます。

これらの御意見を踏まえて、本日のワーキンググループでは、座長から御紹介いただいたとおり、博物館法の最初の方に書いております定義でありますとか、事業でありますとか、あるいは、それと関連する事柄として審査基準について具体的な議論をしていきたいと思っております。

10 ページには、現在の定義の規定を引用しております。上の黒四角です。現在、第2条としてこのような定義が置かれておりますけれども、下に「論点の例」と書いておりますけれども、審議経過報告とこれまでのヒアリングを踏まえて、この定義規定がどのようにあるべきかについて御議論いただきたいと考えてございます。

特に現在の定義規定では、博物館の目的として3つの要素、収集・保管、展示・教育、調査・研究が定義されておりますけれども、これは審議経過報告における基本的使命と書いた部分とほぼ同義であったと理解しております。

基本的使命について、そのページ、11 ページで引用してございますけれども、審議計画報告では、基本的使命のほかに、今後必要とされる機能として、様々な社会的・地域的課題への対応についても議論いただいたところでございます。このような、現在の定義規定では書かれていないものについて、どのように扱うべきかについて御議論いただきたいと考えております。

もう一つ、論点として、現在では登録や相当に指定されているもの全体5,700あると言われていた博物館のうち、2割程度にすぎないという状況でございますけれども、そのほかの

登録されていない博物館についてどのように考えるべきかについても御議論いただきたいと考えております。

論点の例、②でございますけれども、設置主体については、これまでの議論のとおり、拡大又は削除の方向で検討したいと思っておりますけれども、最初のヒアリングの総括で御紹介した公益性、非営利性の担保についてどのように扱うべきかという論点でございます。これは後で出てきますけれども、この定義においてではなくて、審査において担保してはどうかという案をここでは提示しておりますけれども、これについても御議論いただきたいと思っております。

もう一つ、設置主体が拡大するに伴って、今、公立と私立だけの類型が法律上は設置されておりますけれども、これはどのように扱うべきかというのがもう一つの論点です。

11 ページ、先ほど御紹介した審議経過報告の中でまとめていただいた基本的使命と今後必要とされる機能について御紹介しております。

12 ページは、この基本的使命と今後必要とされる機能を踏まえて、これからの博物館に求められる 5 つの役割について審議結果報告でまとめていただいたものを引用してございます。

次、13 ページは、第 3 条に規定されております博物館の事業について、現行の条文を引用しております。この点について、審議経過報告及びヒアリングを踏まえて、どのように扱うべきかを御議論いただきたいと思っておりますけれども、先ほど定義のところでも御紹介した基本的使命については定義でカバーされていると。更に今後求められる機能としての社会的・地域的課題への対応については、この事業について規定してはどうかと考えてございますけれども、この辺りについても御議論いただきたいと考えてございます。

最後、14 ページです。審査基準は、現在第 12 条でその大枠が示されているところでございますけれども、新たな審査基準についてどのようにあるべきかという点について御意見を賜りたいと思っております。特に論点にあった公益性、非営利性の担保については、この審査基準において担保してはどうかと考えておりますけれども、御意見を賜りたいというところでございます。

最後、15 ページは、これは 2017 年に日本博物館協会を中心にまとめていただいた新たな登録基準のイメージを引用させていただいております。これをたたき台にして、これまでも何度か紹介させていただいておりますけれども、この基準をたたき台にしながら新たな基準を考えていきたいと考えているところでございます。

事務局から説明は以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。では、続きまして、佐久間委員から意見書について説明をお願いいたします。なお、委員の皆様におかれましては、1人につきまして10分程度で御説明をお願いしたいと思います。資料は16ページからになります。では、佐久間委員、お願いします。

【佐久間委員】 なるだけ簡潔に御説明しようと思います。私は、ヒアリングを聞かせていただいて、そのほかにもこれまでにいろんなところで博物館法に関わる意見交流というのがあったわけなんですけど、そういうところでいろいろ種々表明されたのは、博物館法でいわゆる登録博物館として規定している姿以上に博物館全体というのは多様だということです。この間のヒアリングでも、生物系の資料のところは、同一性の保持というのがほかの資料の在り方とちょっと違ったりとか、プラネタリウムとか、天文台であるとか、資料としての記録であるとか、プラネタリウムのプログラムみたいなものも彼らの中ではきちんと活用されて保存されていくような資料だったりするわけですね。中にいる人たちも、いわゆる学芸員ではないかもしれないけれども、その分野の価値をきちんと守っていく人になっている。

こういう施設の在り方というのは、間違いなくICOMが定めるところの博物館であろうと思います。少なくとも日本で教育基本法であるとか社会教育法で述べているような「社会教育施設」だろう、その活動だろうと思っているわけなんです。こういう活動というのをきちんと「博物館」の活動だという形で法で背中を押していくということが一番国益というか、国民の利益につながるのだらうと思います。

残念ながら、博物館法の登録制度というのが、草創期においては、博物館というのは「ちゃんとこういう形のものにしていこうね」という形で、スタンダードをつくるためのものであったんですけど、むしろ今、登録制度というのは、これらは博物館である、これらは博物館でないというような形で、もしかしたら門戸を狭めるものとして機能してしまっているのではないかということが、前回にも議論にもあったわけなんですけど、これを本当にどういうふうな形でヒアリングで話題に登ったような様々なものをきちんと位置づけていけるかということが、私たちにすごく問われているんじゃないかということだと思います。

だから、むしろ定義の部分で、これらの施設をはじくのではなくて、きちんと博物館という形でまず認めていく。その上で、高いスタンダードを持ったところというのを、きちんと認証制度によって、中核的なところとしてサポートしていくというような形でやっていく。

もちろんその中核機関がネットワークとして活動していったときに、サポートされるべきは、むしろこういった登録になってないような博物館であろうということであるので、そういったところを全部定義ですくい上げていくという、その底上げの部分をしていくために、博物館という形できちんと目指すべき方向と、それらが担わなければならない責務というところというのを示していくような定義にしていくということがすごく大事なのではないのかなと思っています。

博物館は社会の中でどのような存在なのかをきちんと位置づけるということで、社会の中の博物館への目線というものをきちんともう 1 回呼び起こすというか、そういうことがまず大事なんじゃないかというのが、定義に関してヒアリングを聞いての感想としての第 1 点です。

細かなことは別に参考としてあげた文献にも書きましたので、お時間があれば御参照ください。

それから、具体のところになりますが、事業のところに関して言いますと、いわゆる 3 条の事業内容というのは、やっぱり時代的にもう少しアップデートしなければいけないところがあるんじゃないかという形に思っています。

特に 3 条にある、調査研究であるとか普及・教育活動みたいなのが、博物館資料に関するというふうに限定されてしまっているところというのは、「これはちょっと外れるかもしれないけど、これは博物館資料に関しての周辺調査だよ」というふうに博物館の中でちゃんと判断できるところはまだましなんですけれども、館内で事業判断ができないような小規模施設などの場合には、「資料のことだけやってください、それは博物館外の調査は違います」というふうに言われてしまっている事例がたくさんありますので、この限定はなくしてしまった方がいいのかなと。資料に関するというより、博物館の設置目的とか使命に基づいて博物館の調査研究というのは決定されているというところがありますので、そういった形で表現を変えていくことの方が望ましいのかなと思います。

同様に 9 項の教育活動のところもちょっと不十分かなと。これは後で付け足した条項だと思いますが、不十分かなと思う部分と、これに関連しては、4 条の学芸員の活動のところにも教育活動というのをきちんと入れ込むことが本当は必要なんだろうなと思っています。

10 項のところでも連携のことが書かれているわけなんですけれども、これが結局資料の貸出しとか図録とかというところで終わってしまっているの、もう少し研究であるとか、災害時の相互扶助とか、重要な項目が抜けているように感じますので、もし今次改定でネットワ

ーク活動というのが推進される形になるのだとすれば、ここはもう少し現在の課題を加筆していく方が大事かなと思っております。

11 項、学校、図書館、研究所、公民館等との連携というのものもあるんですけど、これ、実際には図書館と博物館の連携、MLA 連携みたいなことというの、実際の、実は文化庁とか文部科学省のどこが所管するんだろうといったときに、はっきりと分からないわけですよ。あまり推進体制がないんじゃないかと思えます。

地域資源の DX 化というの大きな課題ですので、こういったそういう組織連携のところは、やっぱりネットワークの話としては非常に大事なところだと思いますので、検討が必要かなと思っています。書くことは望ましいんだけど、体制面併せてきちんと強化していく形が必要かなと思っています。

最後のところですけど、多様な博物館を支えるための重層的な仕組みづくりという意味でいうと、先ほど言ったように本当に多様な博物館が、現在登録になれてないようなたくさん博物館を我々はサポートしていかなければいけない部分があります。今回の文部科学省からの再編で文化庁に博物館は全面的に移管をされたわけなんですけど、自然系、科学系も入ったんですけども、その部分の強化ができていない、あるいは動物園、水族館をサポートするような受皿的な体制というのは特にあるわけではないという形で、サポート体制、十分なものでは国の方もないですよ。

今後、本当に自治体が一般的な支援をきめ細かく充実させること、これは必要です。それから、今議論しているようなネットワーク型のサポート、それから、国立博物館をちゃんとナショナルセンターとしてサポートの役に入れていくこと。これに加えて、都道府県とか、市町村とか、こういう博物館のネットワークとかと連携を取って支援を指揮していく場所として文化庁の体制も重要なものになると思います。

なので、今回、こういうワーキングをお世話いただいているわけですけども、文化庁のサポート体制というのもう少し充実していただいていた方がいいかなというふうなことをつらつらと書かせていただきました。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。では、次に、半田委員より御説明をお願いいたします。

【半田委員】 半田でございます。よろしくお願いたします。資料については 19 ページからになります。

私は、ヒアリングの場では、日本博物館協会、ヒアリングを受ける側の立場として、第三者機関の概要と機能というものについて意見を述べさせていただきました。

その中で、これから第三者機関を含めて制度をつくっていく上で、今の日本の博物館の実態に対する悉皆調査の必要性と、佐久間さんもちょっと触れておりましたけども、国が博物館制度を支える、1つの政策立案とサポートというところにおける体制の強化というものも大変必要ではないかという意見を述べさせていただきました。

今日は、ほかの館種の団体の方からのヒアリングを踏まえまして、いま一度これからの制度設計、検討に際してのポイントを感じたところを述べさせていただきたいと考えてございます。

1つ目は、ヒアリングで浮かび上がったポイントとして感じたことですが、6,000館なのか、4,000館なのかという、日本の博物館の数的な実態も把握できていない状況の中で、実はどんな施設が博物館なのかという認識そのものが共有されていないという現状が浮かんできたかなと思っています。

その中で、社会教育、生涯教育等の涵養等に取り組んでいる、本当に多様で多数の博物館が法律の規定の外にあるという実態があります。逆に、現行法が規定する日本の博物館というのは、お話にもありましたように、全体の約2割。その外側にある、しっかりやっている多様な博物館が博物館として認められていないというのが、館種を問わず、やはり小さな博物館の実態としての大きな課題だろうと思います。

こうした博物館全体の質的向上のためには、それぞれの施設が受け取れるインセンティブとセットになる認証制度はやっぱり必要だというコンセンサスもあるんだなということを感じました。そうした上で、これからの時代に即した博物館の在り方、定義の見直しというのは、これから新しい法を検討するために不可欠だと感じたところです。

では、なぜ、これからの時代に博物館が必要なのかというところもひとつ考えてみる必要があると強く感じました。ここでは未来を生きる世代への責任という言葉を使わせていただきますが、周知のことですけれども、我々は未来を見ることはできませんが、想像することはできます。その中で、よりよい未来を想像する源泉そのものは、全ての分野にわたる記録と記憶の遺産であるということは言うまでもないわけですけれども、そうした遺産を守って、その教訓を読み解いていく。それを今に照らして考えて未来に生かしていくという連綿とした行為の繰り返しの中で歴史というものはつづられ続けている、そして再生産されているわけですけれども、こうした行為自体が、保存、研究、共有、発信、対話、そして芸術分野

における創造も含めて担われているわけですが、こうした機能そのものが博物館の基本機能に全て組み込まれているということは明らかだと思います。

そうしたときに、過去への敬意と現在への義務、そして未来への責任を果たしていく上で、博物館というのは、その目的を果たすために不可欠な装置であって機能でもあると言えるのではないかと思います。

もう1点、ちょっと視点を変えてみますと、今の状況を考えてみても、国家という枠組みを基本にする関係性の中ではなかなか解決が難しい地球的な課題であるとか、そういった課題に向き合う、志を共有できる重要な要素というものが、文化芸術を基盤とする対話と相互理解であるとするならば、文化芸術というものが、国境や民族、宗教の枠組みを超えたこれからの地球的課題を解決するための大きな力であり、地球と人類・生物の未来を危機から守る強固な砦というふうにも言えるんだろうと思います。

こうした砦を守っていくために、文化の多様性への理解と尊重を基本要素としている博物館というものが、時代、地域、民族が育んだ多様な文化の遺産の宝庫として、未来への責任を果たすために中心的な力を果たすことが期待されているのだと思います。

こうした中で、現在 ICOM を中心に博物館定義の見直しがされているわけですが、この定義の見直しについては、次の栗原さんの御説明に委ねたいと思いますけれども、なぜ私たちは日本の法律を見直すために ICOM といった国際的な博物館の定義を視野に入れる必要があるのかを考えることも重要だと思います。

参考資料にもつけておきましたけども、今問われている、検討されている ICOM の定義の検討の中で、従来の定義にオーソドックスに入っていたキーワード以外に、非常に新しい、社会的な課題に向き合うとか、包摂性であるとか、そういった新しいキーワードが多く取り入れられてきているということ自体が、世界の国際的な潮流の中における博物館の役割というものが、既にコレクションを公開するとか、鑑賞に付するとかいった従来型の博物館の枠を大きく超えて、これからの地球的課題に向き合っていくための装置としての可能性というものを既に国際的には博物館に当てはめて議論が進んでいるという実態を、やはり日本でのこの法律議論の中にもきちっと視点として持つことは非常に重要だと考えているところです。

次の20ページなんですけども、またちょっと視点を変えてみますと、博物館法を見直す必要というものを、博物館の側からではなくて、国の政策的に考えてみる文脈においても、一連の文化芸術基本法、それから文化財保護法の改定という流れの中における日本全体の

文化政策というものが、博物館が多く所蔵している文化財、過去の記録と記憶というものをきちっと保存して、それを活用していくというベクトルの中では軌を一にしているものだと思うわけですが、こうした地域の文化財の保存活用とか、未来への活用のために不可欠な施設である博物館が非常に厳しい運営環境の下に置かれている時代が長く続いているという大きな課題があります。

そうした中で、豊富な文化資源の保存と活用というものを考えていくときに、国の文化政策の推進自体に大きな役割を果たす博物館の機能が損なわれるということは、国の施策の推進自体に大きな阻害要因となるというところにおいて、博物館の制度の充実、そこに向かうための博物館法の改正というのは、我が国の国際的な視野における博物館政策の充実度、あるいは、文化芸術政策の国際的な評価についても深く関連している重要な課題であるんだということを、現状の課題を共有した上で制度の検討に臨んでいこうという気概が必要ではないかと感じたところです。

今回の博物館法改正議論を未来につなげていくために、政と官については、真の文化芸術立国を実現するために不可欠なインフラとしての博物館整備の重要性を認識して、国際社会にも胸を張れる博物館法と博物館の充実政策といったものの実現を図っていただきたいと思います。

一方、我々業界についても、未来への責任を果たすためのハブ的装置としての責任を果たすための努力と行動が今求められていると思います。館種を超えた志の共有と連携と協働を進めることが問われていると思います。

こうした政官と業界のセクター間の対話と連携、目標の共有と実利的な制度と政策の展開というものが重要だと思われまます。

全ての国民・利用者が自らの未来のために博物館を活用できる環境の整備というものが今回の制度検討に求められているのではないかなと思ったところです。

例えば現状の第2条については、「この法律において『博物館』とは」という後にうんぬんとあるところは対象分野が、次の「あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的」というところにおいては、事業内容と設置者についての規定がされているんですが、結局結びとしては、「次章の規定による登録を受けたものをいう」と結ばれています。

これは言い換えれば、今の博物館法というのは、登録博物館を規定するための法律であり、いわば登録博物館法だということなんですけども、これまで御説明してきたようなこれからの博物館に求められる、国内もそうですけども、国際的な役割も考えていこうとすれ

ば、今ある多様な日本の博物館の裾野を広げて底上げを支えられる法律についての議論が必要なのではないかなと思います。

あわせて、参考資料で、「ICOM 博物館定義の検討状況から」とともに、参考資料の2として、昭和25年に日博協がまとめた博物館法の草案もつけさせていただきました。これは、既に国立博物館は文化財保護委員会の方に移管するということが決まっていた段階でありながら、やはり棚橋源太郎を中心とする博物館全体の総意としては、国立博物館も含めた日本の博物館全体の振興を図るための法律が必要なんだという気概が表れている草案だと思いますので、ここに参考までに挙げさせていただきましたので、是非御一読を頂きたいと考えているところでございます。

以上でございます。ICOMについては、栗原さんの方からよろしくお願いをいたします。

【浜田座長】 ありがとうございます。私も参考資料2の草案については、とても興味深く拝見させていただきました。

では、ただいまの半田委員の御意見に関連しまして、オブザーバーの栗原さんから、ICOMにおけるミュージアムの定義に関する論議の最新の状況につきまして御説明をお願いいたします。

【栗原オブザーバー】 ありがとうございます。栗原でございます。資料4、25ページからになります。

ICOMでMuseum、博物館の定義の見直しが行われているのはもう既に御案内のとおりと思いますし、また、2019年9月のICOM京都大会でその定義案の審議が、採決が持ち越されたということも御存知のとおりかと思えます。

25ページにございますような、非常に長い、また、今半田委員から説明があったとおり、従来なかった、日本語で言えば「民主化」であるとか、「包摂的」であるとか、「様々な声に耳を傾け」とか、あるいは「世界的な平等と地球全体の幸福に貢献する」と、こういった文言がいろいろ入っていました。2007年のウィーン大会で改正したものが現行の定義なんですけれども、これに比べるとある意味ラディカルに感じられた国の方々も多いということで議論が紛糾して、引き続き議論となっているというわけでございます。

その後ICOM会長が替わったり、いろいろがたがたやっていたんですけれども、新たにICOM Defineという新しい委員会ができて、26ページにあるような形で、ステップ1からステップ12までの段階を設けて、ある意味透明性を確保しながら、各国内、国際委員会等を含めた審議を進めていって、来年8月のICOMプラハ大会で最終的に決めていこうとい

う流れの中で今議論が進められているという状況にあります。

そこで、その途中段階なんですけれども、各国内、国際委員会等でそれぞれどのような言葉、キーワード、コンセプトがいいのかというアンケート調査をするような形での提案がなされましたので、ICOM 日本委員会の方ではこの2月に募集をかけまして、その結果100点以上の様々なキーワード、コンセプトが集まりました。それは34ページ以下、別添2の方につけてございますので、見ていただければと思いますが、最終的に黄色く塗られた20のワードがICOM 日本委員会として、優先順位が高いということで、これを3月末にICOM 本部、ICOM Defineの方に提出したという段階でございます。

これを受けて、ICOM 本部、ICOM Defineの方では、それらをかなり綿密に分析をいたしました、その結果が先般6月のICOM 諮問会議で報告がなされました。

それはいろいろ多岐にわたるんですが、端的に言いますと、27ページにあるように、30%以上の国内、国際委員会から指示されたものが21タームございまして、日本語で用語ですかね、ちょっと微妙にニュアンスが違うのでtermという英語を使っていますが、そのうち13termが日本から出したのと一致しておりました。実は細かく見ていくと結構、北米、ヨーロッパ、アジア、アフリカと微妙に傾向が違うところが見られるんですけども、日本から出したものが大体半分以上は合致していたということで、読み上げますと、多い順に、Research, Conservation 又は Preservation, Heritage, Education 又は didactic, Inclusive, Collection, Display/exhibit, Non-profit, Open to society/public, Community/society Sustainability Tangible & intangible, Accessibility, Service to society, Culture/cultural, Diversity, Communication, Institution, Knowledge, Dialogue, Permanent という、考え方によっては、割と、うーん、なるほどなというような文言が並んでいます。じゃあ、これが果たして今の日本の博物館法の中でこういった文言が入っているかということ、必ずしもそうではないということがお分かりだろうと思います。これから更にICOMの中では、更にまた、どの言葉がいいか、あるいはどの言葉が必要ないのかというアンケートを今やっているところです。先般ICOM 日本委員会の方でも意見を募集いたしまして、これを9月末までにまたICOM 本部、ICOM Defineの方に送ることになっております。

9月25日にオープンフォーラムでまた議論することになっておりますけれども、これは個人が意見を出すというよりは、ICOM 日本委員会として、どういった言葉が適当か、どういった言葉が適当ではないか、あるいはそれ以外にどんな言葉がいいんじゃないかというような意見を出していくということになります。正に今佳境に入っているという段階ではあ

りますが、大体今見てきたような言葉がやはり中心になっていくだろうということはほぼ予想されるのでありますので、そういった国際的な状況の中で、今るる佐久間さんなり半田さんが言われたとおり、日本の博物館法の定義が、70年前に定めたものがそのままでもいいのかという議論はあろうかと思えます。

確かに実は日本の博物館法の定義は先見の明があったというところがありまして、29 ページ、30 ページに、ICOM ウィーン大会の前のバルセロナ大会改正時の定義をつけておいたんですが、見れば分かりますとおり、非常に長かったんです。定義はおおよそ10年おきに改正がなされていたんですが、日本語の方を見てもらうと分かりやすいので、30 ページを見ていただくと、要するに何をもって博物館というのかというのをどんどんどんどん追加していったんですね。その中では、科学センターとか、プラネタリウムとか、記念物、遺跡、自然保護地、いろんなものが入って、それをどんどんどんどん追加してきていて、これじゃ切りがないんじゃないかということで、2007年のウィーン大会で、もうちょっと包括的な規定にしようじゃないかということで今の定義になっているわけです。

この2007年の定義というのは、あにはからんや、日本が1951年に定めた博物館法の定義と非常によく似たような、非常に分かりやすい内容になっているので、それを見ると、日本の博物館学者、文部省もしっかり考えてくれたんだなとは思えます。今また、ICOMの方が大きく定義を変えようとしている状況の中であって、日本の博物館をどうするべきなのかということはやはり改めて考えるべきじゃないかと考えます。また今世界的な流れである、多様性であるとか、包摂性であるとか、そういった言葉はどこかに入れなきゃいけないんじゃないかと考えます。そう考えると、日本も博物館法の定義をこういった状況に反映して変えるべきではないかと考えますので、是非またみんなで議論できればいいなと考えております。

私からは以上でございます。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。ただいま前半につきましては、佐久間委員、半田委員から、前回、前々回のヒアリングを踏まえて大局的な見地から意見を頂いたのかなと思います。また、ただいま栗原さんからはICOMの国際的な博物館定義についての動向を御紹介いただいたという形になります。

続きまして、座長代理の佐々木委員と、それから私の方からは、もう少し今回の改正論議の具体的な内容について報告をしていきたいと思えます。

次に、座長代理を務めていただいております佐々木委員から法制度の在り方について私

案を御提案いただきます。よろしくお願いいたします。

【佐々木座長代理】 佐々木です。よろしくお願いいたします。今日の御提案は、資料5になります。データを送ったら、何か行間延びしてしまって、読みづらくなってしまって、失礼いたしました。共有するには差し替えないといけないと思いますが、今回はこれで説明させていただきます。

佐久間さん、半田さん、栗原さん含め、全般的なお話がありました。現状の法文に、これまでの議論、またヒアリングをして出てきたことを落とし込むとどうなるか、反映するとどんなふうになるのかというのを1回見ておこうという趣旨でつくったものです。これを共有して、より具体的にどうしていくのか、考え方、方向性を詰める参考になればいいかなと思った次第です。

1つ観点としては、今回法本文を変えられるのであれば、一読して理解できる、誤解がないというんでしょうか、現状を反映している、先々のことも示している、そういったものに変えていければと思っております。

その中には、栗原さんもおっしゃっていましたが、世界的に見て今後博物館はどういう方向に向かっていくんだということを国民と共有する、そういう視点が大事と思っています。業界のための博物館法ではなくて、やはり国民にとっての博物館法ということを強く意識して変えていった方がいいんじゃないかなと思っている次第です。

では、具体に見てまいりますと、まず、法律の第1条です。これ、法律の目的が書かれています。端的にあっさり書いているわけなんですけれども、今回、できるのであれば、第1条に、前文的な要素、劇場法には、議員立法ということもあって、随分と理想的なんでしょうか、思いのこもった前文があるわけなんですけれども、そこまでとは言わずにしても、博物館に求められる社会的役割、博物館そのものの使命、これをきっちりと明記してはどうかと思った次第です。

1つの手掛かりとしては、ここにありますが、博物館に求められる役割、「まもり、うけつぐ」、「わかちあう」、「はぐくむ」、「むきあう」、「いとなむ」といったことをこのワーキングや部会でも議論をしておりますので、こういった要素を入れてはどうかということです。

また、先ほど半田さんから幅広い視点でこれからの博物館の役割という御報告ありましたけれども、ああいったようなことを、何か端的な形でも構いませんので、入れられないかと考えている次第です。

次に参りまして、今度は定義ですね、ここを今回考えなきゃいけないと思います。皆さんおっしゃるように、特定の設置主体に限定されていますので、現状に即して拡大すべきと考えます。当然国立を入れ、独立行政法人、地方独法もありますし、学校法人等も入ると。また、議論になっていますけれども、営利法人も入れてはどうかと、また NPO 法人、組合等もあり得るのではないかと考えます。

営利法人については、再三議論になっていますけれども、公益性高い活動をしていれば登録の対象にしてもいいのではないかと考えております。これについては、収益をどう捉えるかということで、何か登録の審査のときに見ていけないかということ。そういったことを工夫しながらかと思えます。

また、登録をしても、優遇措置に関しては、特に税制上の優遇については考慮する必要があるかなと。たしかオブザーバーの栗原さんがおっしゃっていたと思うんですけども、もう我々の議論ではなくて、財政当局等に確認してもらわないと先に進みませんので考え方をぶつけていただいて整理するという形になるのかなと思っております。

登録の有無についてですが、これも先ほどから出ていますけれども、半田さんからもあったように、現行の博物館法は実は登録博物館法になっているわけですね。登録以外については、博物館法上の博物館ではないということです。つまり、大多数の博物館が博物館法上の博物館ではないという、そういう現状があるわけです。これは、現場にとってもそうですし、利用する国民にとっても分かりにくくなっているわけですね。よく言われますように、国を代表する国立施設が博物館法上の博物館ではなく、相当施設扱いであるということ。同じ公立博物館でも、教育委員会所管と首長部局所管で違っているというのは、国民にとってはよく分からない制度であるということになっております。

この現状の乖離を今回見直しをして、しっかりと博物館法上の博物館であるという範囲を拡大をしていって、そのための幅広い博物館のよりどころとして博物館法があると。そこに向かって公益性を追求していくんだということを 1 回再確認し、見直す必要があると考えております。

そのことでいいますと、博物館の定義が、事業に照らして法律の要件を満たしているかどうかで博物館法上の博物館か否かを見ていくということになるんですが、これをどう実際に捉えていくかということでは、現実的には悉皆調査などをして、きちんと台帳を整備し、それぞれの施設からの自己申告になるのかもしれませんが、自分のところは博物館法上の博物館の要件を満たしているということを出していただき、確認をして、博物

館法上の博物館かどうかというのを把握していくと。そういうことをやっていく必要もあるのかなと考えています。

認証制度への転換については、これまで多く出ておりますので、割愛します。

資料分野につきまして、これは現行法ですと、例示がされているわけですね。歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等。ここの中に入っていないとやっぱり何か疎外された気持ちになるというのはよく分かるところで、何だ、自分ところはここに入っていないぞということで、ヒアリング等でも是非入れてほしいという御要望も出ています。当然かと思えます。

ただ、これをどんどん広げていくというのも現実的ではありません。変えるとしたらより包括的な記述にするということで、人文社会、芸術、理工等、大ぐりにするとか、先ほど御紹介ありました、ICOMの現行の定義に倣って、もっと抽象化して、有形、無形の人類の遺産とその環境に関する資料といったようなふうに変えていくということも1つあるのかなと思えます。

4の機能についてとなりますけれども、これも現行法、いろいろなことをずらっと書いてあるんですけども、資料の収集・保管、育成を含むというのは欠かせませんが、展示や様々な資料公開も含め、公開・教育、調査研究を行う機関ということにしてはどうかと考えます。

更に参りまして、(5)の公立と私立の区分になっていますが、やはり今回国立を入れて、その中に、国を代表する施設については、ナショナルセンターとしての役割を期待するようなことを入れてはどうかと考えます。

3の事業に移りまして、こちらも現行法、資料の例示がされておるんですが、やはり古い法律ということもあって、フィルムやレコードという言葉も出てくるんですが、いかにも時代がかっているということで、これも以前改正された文言で電磁的記録ということがありますので、こちらに置き換えるというようなことも必要かなと。

また、あと、だんだん細かくなって恐縮なんですけれども、これ変えられるのかどうかありますが、現行法、「一般公衆」という言葉を使っていますが、ちょっとこれも今どきこういう言い方をするのかなというふうなことを感じます。劇場法では「人々」としていますので、そうしてもいいのではないかと。

調査研究につきましては、先ほど佐久間さんから出ていましたように、博物館資料ということに限られています。もう少し幅広く捉えていくということが現状に合っているのではないかと。

あとあわせて、「保管及び展示等に関する技術的研究」とありますけれども、これは当然

ながら博物館学を指していますので、明示して博物館学研究と言っではどうかと考えます。

(4) の刊行物についてですが、これもウェブサイトにてデータをアップするのが広がっていますので、そこを読み取れるように公開するという文言を入れるとかですね。

様々な行事の例示についても、調査研究と同じように関連分野を入れるというふうに限定しないということ。

これも皆さんから出ていますけれども、これからの博物館の取組として社会課題への対応をここに入れ込んでどうかということ、網かけしてあります黄色の部分あります。文化芸術基本法等にも同じような文言ありますが、「観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他」など、これに対応することを留意するという位置づけにしてはどうかと考えた次第です。

これを御参考にしていただいて、どうなるかというのを見ながら検討を深めていければと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。条文に即して具体的に御報告を頂きました。

以上の各委員の御意見も踏まえつつ、今度は私から法制度の在り方について私案を提案していきたいと思っております。資料は45ページからになります。

今更ということになるんですが、ここでは「博物館法の見直しの必要性と方向性」というタイトルをつけさせていただきました。本来はこの会議の1回目とか2回目で論議しなければならなかったと思うんですが、なぜ今、我々は博物館法を見直していかなければならぬのかという原点からまず考えていきたいと思いました。

戦後、法制定されて70年が経つわけですが、しかし、一定の評価はしているのかなと思っております。

それはまず、法律にひもづけされた税制優遇制度ですとか補助金制度によって日本の博物館数が飛躍的に増加し、しかも図書館の3,300館を大きく超える数まで達成できたということは、この法律を制定した意義があったと私は考えております。

また、この博物館法についてですが、実は条文をよく見ると、先ほど佐々木委員からもお話がありましたが、図書館法や社会教育法における公民館と少し違いまして、実質的に登録博物館法として機能してきたということです。つまり、博物館法自体は、登録博物館を全国に広く整備することによって、日本の博物館文化を高めていくという狙いが当初あったのかなと考えられるわけです。

ところが、(2)に挙げましたが、博物館建設の時代から現在は博物館淘汰の時代というふうになってきてしまっております。この博物館法が制定された今から70年前は、日本の博物館数はわずか200館余りでした。ところが、それから70年たって現在は、統計上ではありますけれども、5,700館を超えまして、今世紀に入ると、平成の大合併ですとか経済不況によって、博物館は、今度、建設拡大の時代から淘汰、縮小の時代へと変質してしまっているということは認識しなければいけないかなと思います。

また、先ほど登録制度ということをお話ししましたが、これも実際は形骸化してきて、これまでも各委員から御指摘があったように、日本の博物館の中で登録している博物館はわずか16%にすぎないという実態があります。

また、もう一つの課題は、文化財保護法の制定との関連性から、国立博物館が登録博物館から除外されてしまっているという点も大きな課題かなと考えております。つまり、この点は、国民的な視点からすると、国立博物館が登録博物館でないのはおかしいということが言えるのではないかと思ったりいたします。

さらに、国立博物館の救済策として、1955年の法改正の中では、今度、相当施設という制度を設けたわけですが、しかし、博物館を登録館・相当館というふうに複層化してしまったことは、やはり博物館制度に混乱を招いたと言わざるを得ないのかなと思っております。そういう意味では、現状としてはなかなか登録制度を後押ししている法令とは言えないのかなと私は考えているわけです。

その結果としまして、全国の78%近くの博物館が法の適用から除外されておりますので、今後の博物館の底上げや盛り立てを推進するためには、法律上の博物館の概念をここで再検討しなければいけないと思うわけです。

2枚目になりますが、そういう中で、展示観覧施設から、現在、博物館は市民のよりどころとなる時代へと大きく変わっております。

法制定された1951年当時は、博物館といえば国民的には東京国立博物館が想像され、敷居の高い展示観覧施設というイメージがあったと思います。これは定義の中にも反映されていて、「展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供」という表現は正にそれなのかなと思います。

また、国語辞典の広辞苑の中でも正にそのことを反映した解説が現在でも使われているというのは、現状の博物館の内情を知る我々からすると実態から乖離していると言わざるを得ないかなと思います。

ここで、具体例として、1976年に開館しております神奈川県平塚市の平塚市博物館の例を挙げたいと思います。平塚市博がオープンした1970年代後半以降は、従前の展示を主体とする博物館づくりから市民活動を主体とする博物館づくりへと大きく転換が図られ、この考え方は、地域博物館という名称の下で、その後多くの市町村が設置する博物館のモデルとなっております。

現行の定義の中では、一般公衆の教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う施設が博物館であるというふうにはなされていますが、しかし、今日の地域博物館は、地域住民、これは市民と呼んでいいと思いますが自ら学ぶ拠点であり、また地域文化の発信拠点として機能しているというふうには大きく変わっていると考えています。

つまり、この法律用語で「一般公衆」に支えられる形で博物館活動というのが成り立つようになっていて、もはや現行の定義で収まりきれない活動がされているのではないかと考えております。

また今日、多くの地域博物館では市民を主体とした博物館活動が推進されておまして、地域課題解決の場、地域文化のハブとして機能しているということは確かなことかなと思います。今日の博物館は、単に市民向けの事業を行う施設という枠を超えて、地域の文化拠点となっていることを我々は改めて認識する必要があると思います。

そして、その活動を支える学芸員に問われる柔軟性、あるいはその学際性という問題ですが、もちろん博物館活動をしていくためには、専門職である学芸員は欠くことができません。しかし、現行の法令では、法律上の学芸員というのは登録博物館のみを対象としているということも、これは大きな課題であると思っていて、博物館の現場から見ると不合理性があるのではないかとおぼろげに感じます。

また、博物館は、市民が抱える地域の諸課題を解決する場というふうになっているわけで、学芸員の調査研究対象も、資料ということにこだわらず、地域性やテーマ性に視点を置いていくということも非常に重要になってきていると思われ、資料に限定した対象というのも時代遅れと考えていいのかなと思っております。

また、学芸員がつかさどる専門的事項の中にも実は展示という言葉が入っているんですが、教育という言葉が入っていません。これも、今日的博物館から見ると乖離しているというふうには言わざるを得ません。

そこで次に、これまでの論議では登録制度の見直しということを基本に進めてきました

ので、それを基本として、どこに課題があるかということをもとめさせていただきました。

これまでの審議から、第5章第29条の博物館相当施設制度というのはやはり廃止して、今後登録もしくは認証制度に一本化するというのが基本と考えます。

それを受けますと、第2条の定義ですとか、第3章、第4章の公立博物館、私立博物館という区分についても当然見直しが必要になるという流れになるわけです。

それを踏まえると、今度、先ほど佐々木委員からもお話がありましたが、新たに国立博物館という章を設けるか、もしくは、博物館の区分を、設置者ということではなくて、運営区分というのも1つの方策としてあるのかなと考えます。これは指定管理者等、非常に組織が複雑化しているということが背景にあります。

また、審議経過報告で述べた5つの博物館に求められる役割については、これはなかなか2条、3条で書くのは難しいかなと考えておまして、先ほど私が述べました、博物館活動への市民参画とか市民との協働という文言を含めて、可能であれば、前文を設けるか、もしくは第1条の目的の中に繰り入れるというのが自然な流れかなと思っております。

また、先ほど栗原さんから御案内がありましたICOMの最新の定義を踏まえた上で、第2条の全体的定義の見直しも必要と考えるわけです。

そこで課題が実はあります。我々委員全体意見としての理想は、博物館法の全面改正にあると私は考えております。しかし、事務的な手続等を考えると、これにはかなりの労力と時間がかかるという事務局サイドからの御意見があります。しかし、目標としてはやはり全面改正を我々は目指すべきと考えているわけです。

その全面改正のハードルの高さを考えた場合、今回については一部改正もやむなしと考えております。その場合、端的に優先すべきは、やはり登録制度の見直し。つまり博物館を幅広く拾っていく。それに当たっては、国立博物館の位置づけも見直しが必要であると考えられるわけです。

また中期的には、引き続いて学芸員制度と博物館の定義づけの見直しについて継続検討をしていただきたいと思いますと思っております。

時間もありませんが、以下、具体的な登録制度の方向性、それから、法律上の博物館の再考すべき点、それと課題、あるいは学芸員の職務の法的保障という問題を具体的にリストアップさせていただきました。この辺は先ほどの佐々木委員の報告と多少重複しますので、ここは省略したいと思います。

以上が、私が全体として考えた今回の意見ということになります。ありがとうございます

た。

これらの皆さんの御意見を踏まえつつ、意見交換をしていきたいと思ひます。まず、単純な質問でも結構ですが、御意見のある委員から画面上の挙手又は挙手ボタンを押していただければ幸いかと思ひます。よろしくお願ひいたします。

今回も資料が 50 ページ近くありまして、急に御質問をと言われましても困るところが大きいかと思ひますけれども、いかがでしょうか。では塩瀬委員、お願ひいたします。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。今回の御提案ありがとうございます。正に、こういうのを最初から話すんだらうなと思ひていたので、確かに今からというところがありますけれども、改めて御提案いただいたこと、ありがとうございます。

それでちょっとお伺ひしたいこととしては、さっきの地域博物館の定義みたいなものは、確かにこれからの博物館を考える上ですごく重要な気もするんですけども、現状、登録されているパーセンテージが 20%に満たないというところから考えると、大多数が現状含まれてないわけですね。更に国立博物館みたいなものが含まれていないとなると、ちょうど今学校の高校新設の委員会に入っているんですけど、スーパーサイエンスハイスクールと普通科の両方が入っていないことに似たイメージがしました。すなわち、今の博物館法の中で捉えている範囲はどこをカバーできているのだろうかというふうに思ったときに、今からそれを全体を拾い直すには、どの言葉が大事で、どの言葉が微妙に距離を開けてしまうのかというのは、現状ここに関わってこられた方々はどう捉えているのかを教えていただけたら幸いです。

例えば ICOM の新しい定義の中にも、「紛争」などの言葉があったと思ひますが、今、日本の博物館で「紛争」という字が入ったときに、「うちの館は関係がなさそうだ」と思ひう人の方が多き気がします。国際的な ICOM の定義に準拠して日本の中での博物館法を書こうとしたときに、この言葉はそのまま使えるのでしょうか。このことに関して、例えば半田さんや浜田さん、栗原さんは、今までの議論の中で、ICOM の新しい定義案の中で、これがそのまま使えそうだとか、使えなさそうだとかという既存の議論がありましたら、是非教えていただきたい。この分野での過去の議論をすべては把握できてないので、そこがお伺ひしたいです。

今ちょうど本学の学芸員向け授業で博物館展示論を担当しています。この講義では、毎年、博物館法を読み直すという回で学生さんたちとずっと読んでいます。そして ICOM の定義案など、新たな動きも一緒に読んでいるときに、学生ともずっと話をしている中で多

くの学生さんが疑問に思ったことの 하나가、世界では確かに紛争などについて議論し続けることが大事な気がするが、日本で「紛争」という言葉を新たに定義の中に取り入れられる可能性があるのだろうか毎年学生同士でも議論になっている点です。日本の博物館法はどういった博物館の話をしているのか学生さんたちの疑問にも応えたい思いもあり、今までの博物館法にまつわる文脈の中で教えていただけたら議論しやすくなるかと思いました。よろしくお願ひいたします。

【浜田座長】 半田委員、お願ひします。

【半田委員】 栗原さんもコメントあると思うんですけど、私は、まとめさせていただいた資料の中で、1つの考え方として、やはり ICOM を中心とする世界的な博物館定義というのは日本にとっては軸として参照するべきものだというのがまず基本だと思うんですね。私のイメージの中では、やっぱり武力紛争とか、民族紛争とか、宗教対立というようなものは、国際的なステージになるとぼんぼんキーワードとして出てくるんですけど、それはあまり日本の実情にそぐわないと思うんですね。

ただ一方で、今非常に多く使われつつある SDGs とかいう方向性は、日本なりの課題感があるわけで、日本は日本なりの国同士のやり取りの中ではなかなか解決に向かえない共通課題というものが日本にも内在しているし、現にあるというところを出発点にして、その解決に向けて博物館がどういうふうにアクションを取っていけるのかというところでの用語探しがやっぱり日本にも求められていると私は思います。

そういう中で、栗原さんが説明してくださった、回答した委員会の 30%以上が支持している用語というものが 21 出ているわけですけど、そのうちの 13 はオーソドックスに今までの定義に書き込まれてきた用語なんですけども、残りの 9 というのが新しく誕生した言葉であるというところにおいて、その用語を見てみると、やっぱり包摂性であるとか、日本にも深く関わっている課題を内包している用語がかなり多く新しく登場しているというところにはきちっと目を向けていかないといけないんだろうなと思います。

ですので、紛争とかいうキーワードが前面に出ちゃうと、何となく私たちには関係ないよねというイメージが先行しちゃうんだけど、そうではない、国境を越えた課題に対して、どういうふうに対応するのか、それと日本の国情がどういうポジションにあって、何を課題として検討しなくちゃいけないのかというところのマッチングというのがとても大事なんじゃないかなと私は思っているところです。

【浜田座長】 では、栗原さんから御意見、補足がありましたらお願ひいたします。

【栗原オブザーバー】 すいません。大体半田さんと同じ意見なんですけど、御存知のとおり、ICOM規約はあくまで紳士協定、条約のような法的拘束力はないので、当然国内法が優先されます。そうはいっても国際的にはどういったことが共通理解であるかという意味において、当然これは関心を持たなきゃいけないということになります。

紛争については、確かに日本国内ではそういうのはないかもしれませんが、過去においては歴史上多々あったわけですし、それを描いた絵画、美術作品もたくさんあります。そういったことを美術館、博物館で学習することによって、今現在世界でもこういった紛争が起きているという学習ができますので、そういう捉え方でいいのかなと思います。

【浜田座長】 塩瀬委員、いかがでしょうか。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。学生さんたちと毎年この点について話しをしても、おそらく「紛争」などについても、着任した館によっても捉え方や扱う資料ごとに異なる登場の仕方で出てくるのが予想されるが、学芸員としてどのように対応しているのかが分からないと学芸員を目指している学生さんが多くいます。包摂性や平等なアクセスなどは、私たちも意識しておかないといけないという実感をもっているようで、しっかりと勉強している学生さんもこの件についてしっかり考えてくださっているもので、先ほど半田さん、栗原さんがおっしゃってくださったようなことがしっかりと言葉としても、これが大事だと今後の博物館展示論の講義のなかでも前面に出していけたらなと思います。ありがとうございます。

【浜田座長】 竹迫委員、どうぞ。

【竹迫委員】 ありがとうございます。私は、今おっしゃっていた紛争という言葉を使うかわからないかはともかくとして、今回の博物館法改定では、正に国際的に海外からもたくさんの方が訪れ、日本の人も海外の博物館を数多く訪れる時代の中で、それが国内法であっても、内のため、内側に向く目ではなくて、外に向く目をきちんとどう培っていけるかというところが、博物館の役目であり、博物館法がそれを担保する必要があると思っていました。これからの博物館に求められる役割という点では、「5つの方向性」のなかの、

「わかちあう」というところで、「発信する情報を人びとと共有し、共感と共通理解を醸成する」というふうに書いてありますが、これは、共通理解というだけでなく「相互理解」という視点を含めて捉えていくことが必要なのではないかと私は考えています。国や地域、民族、文化、宗教の違いを超えて、それをお互いに異なる価値観を知り合う場、学び合う場、出会う場というのが博物館であろうと考えますので、紛争という言葉を実体的に使うかど

うかというよりは、そういう人類が持っている多様な実相、日本の博物館も多様であれば、地球を生きる人類の多様性というものを博物館というものがどういうふうで紹介し合い、そこから分かち合い、「相互理解」と「寛容」を育てていけるかというのが博物館の未来には不可欠な要素だと思います。ですから、なじむ言葉であるかどうかということよりは、何を趣旨にそのことを、どういう文言で入れていくかを検討して、是非私は入れていただきたい視点だと感じ入っているところです。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。重要な御提案だと思います。

青木委員、手を挙げていらっしゃいますかね。

【青木委員】 挙げてないですけれども、よろしいでしょうか。

【浜田座長】 ちょっと音声が乱れております。

【青木委員】 それでは、映像を切らした状態で意見を述べさせていただきます。

まず、皆さんがおっしゃっているとおりでありますけれども、定義の要件でありますね。基本的要件は、いわゆる小規模博物館への配慮というふうにおっしゃっていますが、これは言葉尻を取るわけじゃありませんが、まず小規模博物館の育成というところに重きを置いていただけたらと思います。

私がここで小規模博物館というのを直接意図しておりますのは、いつも言っているように、郷土資料館というものでありますが、とにかく今後存続できるような、補助金等の経費に関しても考慮が必要ということです。でありますから、審査要件に関しましても、これはかなり緩やかにということになってこようかと思います。

【半田委員】 青木さんが消えちゃった。

【浜田座長】 小規模館の救済策を考えるべきだという御意見までは確認できたと思いますが、これもやはり我々も懸念しているところでしたので、重要な御指摘をいただいたと思います。

では、復帰されるまでお待ちすることにして、あと、まだ御意見いただいていない、内田委員からお願いできますか。

【内田委員】 ありがとうございます。今日、すごく各先生の発表、私も全部一通りおっしゃるとおりと思って聞いていました。ですので、意見というよりは質問なんですけれども、登録制度は、たとえ時間がなくてもここは絶対やるんだという浜田先生からのお話ありましたが、それをどこまでやるのかが私ちょっとまだはっきり分かっておりません。これは

登録、要するに審査をするということですので、何らかのハードルを設けるということになるかと思うんですが、ハードルを設けるということがありながら、前回までの多様性、いろんな館種の方のお話を聞いて、多様性を痛感した中で、それぞれに共通するハードルをつくるのは難しいと思います。館種ごとのハードルみたいなものになると思うんですけど、それがこの法律の中でどのぐらい具体的につくらなければいけないのかということによってやるべきことが変わってくると思うんですね。

具体的に本当に審査基準に近いところまで法律に定めるのであれば、モデルケースをつくったりとか、例えば館種と規模をマトリックス表にして、何十個かの館をそこに当てはめて、それぞれそれに満たすのかどうかとか、満たさないところがどのぐらいあって、それを底上げして満たすようにしていくためにはどのぐらいのサポートが要するのかとか、そういったことが、登録制度の中身を詰めないとやらなきゃいけないことがなかなか見えてこないというような今印象を持っています。

ですので、この法改正の中で登録制度をどこまで詳しく詰めていくのかについてちょっと御意見をお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

【浜田座長】 まだ委員間でその問題共有がされていない部分もあるかもしれません。確かに御質問のとおりだと思います。私たちは、この方向性を考えていく中で、現在の登録制度、法令が登録博物館法に実質的になってしまっているのを、それを何とかもう少し多くの博物館が入るように改善したいということで進めているわけです。当然御懸念のあるように、それを認証制度に変えたとしても、やはり認証するためのハードルというのがありますので、全ての博物館がそれをやってくれるかという点、多分そうではなくて、もし制度設計を失敗してしまうと、現在の登録・相当数より減ってしまうということも当然あり得るわけです。ですから、それをいかに幅広く救えるようにしていくかというのはこれからの課題で、多分その具体的な内容は恐らく規則とか基準という中で定めていくことになっていくと思います。

そのために、少なくとも私の考えとしては、現在の登録博物館法を、真の博物館法に変えて、その中で認証制度というのを法体系でつくっていかれないかなと理解はしておりますが、ほかの委員には見解が違う方もいらっしゃると思いますが、その辺は、また皆さんに御意見をいただければと思っております。

今、小林委員、挙手されていらっしゃるでしょうか。

【小林委員】 はい、手を挙げました。よろしいでしょうか。いろいろな御意見を聞かせ

ていただき、ありがとうございました。大変詳しい内容で、改めておさらいができたということ、皆さんの方向性というのがすごく明確に今日出たのではないかと感じもしています。

それで、御質問させていただきたいのは、私、基本的には実は佐々木さんがつくってくださった具体的な法律案をどう変えていくのかというところの議論に基本的には賛成です。少し疑問に思っていることが、様々な館種があって、それに対してできるだけ開いていきたいと思いますということだったと思います。そういう館種にできるだけ今度新しくつくる登録制度に参加してもらいましょうという方向性でいいと思っているのですが、そのときに地域間格差というのは考えられているのかどうかというところです。館種別のところについてはなるべく緩やかにとにかく開いていくが、地域の中での平等感というのがあるのかどうかというところを考えていく必要があるのではないかと考えています。

例えば、内田さんのおっしゃったこととも関係してくるのですが、これから具体的に支援策を考えていくときに、ある館種だけやるのか、例えば選択と集中的なやり方でやっていくのか、あるいは地域格差をなくす視点から日本全国の博物館の底上げをやっていくのかという考え方では異なってくると思うのです。その辺りのことはどのようにお考えなのかということです。もう一つ、博物館のネットワークをつくって、みんなで助け合いながら博物館の質を上げてこうという議論があるのですが、ネットワークの形成はジャンルは別でもいいんでしょうかというところが気になっています。例えば中核館で県立の博物館みたいなものがある、そこをネットワークしていくところは、同じジャンルの博物館がネットワークしていくのか、例えばそれは全く館種的には違うものも一緒にネットワークしていくのかとかというところです。何かその辺のところが見えないので、何かお考えがあるのでしたらそれをお聞かせいただきたいということです。

あともう一つ、最後に浜田先生がおっしゃったことなんですけど、とにかく今回は登録制度だけはやるということですが、それでよろしいのでしょうか。以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。先ほどの繰り返しになってしまいますが、少なくとも私個人としては、現在、登録博物館法になってしまっていますので、そこは何とか改善していきたいという趣旨から申し上げたわけです。

その他の部分について、ほかの委員からも御意見いただきたいと思いますが、まずは佐々木委員から口火を切ってもらおうとよろしいでしょうか。

【佐々木座長代理】 内田委員と小林委員おっしゃったこと含めて確認したいと思いま

す。内田委員おっしゃっているのは、法律でどこまで登録制度のことを言うかなんですが、事務局から出していただいた資料で、通し番号で14ページですね。ちょっと戻っていただくことになるかもしれませんが、こちらに法律でどの程度登録要件のことを書いていくのかということのまとめがあって、新しいイメージも示されています。実際にこれに基づいてどういう登録の基準、要は審査をする基準をつくっていくのかということも次のページに併せて書いていただいて、15ページになると思うんですが、まずは法律上で書いていかなきゃいけないことを整理をして、次の段階になると思うんですけども、じゃあ、より具体的にどういうふうに線引きして基準をつくっていくのか。それが今後の進め方になるのではないかと思います。

多様性と一種の基準を上げていくということの関わりなんですけれども、15ページにある登録基準のイメージ、これ、2017年ぐらいから、更にそれ以前から日博協の調査研究委員会で検討を重ねてきているんですけども、このつくりの考え方は、何を博物館としてやらなきゃいけないか、担保しなきゃいけないのかということところは共通する。これでいうと、項目のところですね、設置経営とか、資料、調査研究、展示、教育普及等、これは共通してやるだろうと。多様性にどう応えるかは、それをどのようにするか、Howの部分ですね。Whatの部分で共通、Howの部分、いかようにやるかは、それはそれぞれの館種でも違うでしょうし、規模によって違うでしょうし、館の使命によっても違う。多様性を前提に、いかようにやるかはそれぞれで考えましょうと。それが果たして妥当かどうか。例えばかなり大規模な館で、周りに貢献できるのに、これだけしかやらないとか、ネットワーク形成に資さないというのは、ちょっとそれは違うんじゃないかみたいな議論はあるとは思いますが、本当に言っていることが妥当かどうかは恐らく審査で見えていくんだろうと。

ただ前提としては、多様性尊重というふうになって、そのバランスを、何をするかということとどのようにするかの違いで図っていくというのが、これまで議論してきたことの根本にあります。

小林委員がおっしゃった地域間格差というか、館の規模等による格差なのかもしれませんが、今まで議論したことを私なりに捉えると、やはり認証博物館になる館は、一定の補助金や税制上の優遇等の支援の対象になる。その支援の対象になったところで、ある種、自らなのか、周りの期待からなのか、地域なり館種なりのネットワークの拠点となると。そういうところにはやはりそれにふさわしい補助金のメニューが得られるし、それなりの金額のものが得られるのではないかとこのように捉えています。

ネットワークの形成に関わるんですけれども、そういうような拠点、ハブの機能を果たす施設に対しては、例えば地域で分けると、その県なり、ある圏域なりの施設と一緒に何かに取り組むということで、例えば収蔵品管理の仕組みを向上させようというような取組を全体でやろうとしたときに、中核館にやはり一定のシステムをつくり、そのノウハウを周りの同じ地域のところに共有するとか、1つのシステムの中にどんどんほかの館の情報も入れていってデータベースを構築するとか、その辺、現実性は、内田さんが得意のところだと思いますけれども、単館でばらばらにやるのではなくて、どこかが音頭を取ってみんなでやってみようということ。

あと、よく言われるのは、都道府県なりに保存修復の専門の学芸員なり、専門家の担当者なりチームを置いて、自分の館だけではなくて、一定地域のところの相談を受け、実際の保存科学的なことの助言、支援するというようなイメージでやっていくと。これは地域でもできるでしょうし、同じ館種同士のネットワークでそういったことを助け合っていく、そんなイメージを描いています。佐久間委員によりリアリティーのあるネットワークのイメージがあるのかもしれない。

全部にお答えできているか分かりませんが、今までの議論から考えていることは以上でございます。

【浜田座長】 小林委員、どうぞ。

【小林委員】 ありがとうございます。大体何か分かりました。また具体的なことをお聞きしたいと思います。例えば、今の地域博物館は47個くらいが対象になるというイメージですか。何でこのようなことを聞くかという、劇場・音楽堂事業の総合支援というのがあるのです。これは、5年間継続的に支援が受けられるタイプのものです。結構額が大きいものですが、それが全国に16館なのです。私、その16館の意味というか、根拠が全然分からない。何を根拠に16館なのか、全く分からない。それは多分文化庁さんに言わせると、それは財務省との関係の中で、この予算で取ってきて出せるのが16館ということなのだと思いますが、もし今私たちがこれから博物館の在り方を変えていく、あるいは博物館を底上げしていくのだとしたら、やっぱり何館ぐらいを拠点館みたいにして、そこにネットワークをつかって、何館を、単年度予算的に底上げしていくみたいな具体的な数字の根拠があった方がいいように思っています。

もちろん全館登録博物館になって、みんなに潤沢な予算が確保できればいいわけなんですけど、それはあり得ないわけです。相当戦略的に考えていく必要があるのではないかと思います。

います。つまり、数字に納得できる根拠や正当性をもたせるような戦略（博物館底上げの理由）を考えていく必要があると思っています。

以上です。

【浜田座長】 ごもっともな御意見だと思いますが、佐久間委員、挙手があります。どうぞ。

【佐久間委員】 今の小林先生の御意見、本当にそのとおりだと思いますし、そのために、博物館の悉皆調査的なところというのもこれから本当に、これを施行していく段階でどんどんもっとしていかなきゃいけないと思っているんですけど、私はネットワークに関しては、最初から47都道府県でやれるとは思ってないんです。というのは、拠点館の方も、私たちが拠点館になっていくんだというような形の腹落ちをまだしてない段階だと思いますので、私が思っているのは、分野別、さっき佐々木委員が言ったことともかぶりますけど、分野別の、それぞれ専門性のあるネットワーク、例えば動物園のネットワークなんて、歴史系博物館が拠点館になったって、何のサポートも多分できないと思うんですよ。自然史系でもそうかもしれません。

ですから、分野別のマイナーグループの全国の、ネーションワイドのネットワークというのもあっていいと思いますし、そうでなくて、例えば東北地方を、ここが拠点になってまとめるんだみたいな地域ネットワーク。それも都道府県に必ずしも縛られる必要はないとは思っています。そういった地域ネットワークというのもあっていいと思っています。

それも最初から全部よーいドンでスタートするというよりは、テストケース的に例えば10ネットワークを最初にやってみましょうと。こういうやり方というのが事業としてうまく機能するのかどうかというのをちゃんと評価しながら、じゃあ、次のステップでは20に広げてみましょうみたいな形でやっていくというのが僕はベストだと思っています。そうでないと多分制度設計がうまくいかないんじゃないかなと思っています。最終的なところが都道府県の数という形のイメージは僕は持っていないです、むしろ。それは完全に私の個人のイメージですけど。

それとあと、登録基準のところは、15ページに書いてあることですら書き過ぎなので、それが概略的に書かれて、細かな設計というのは法改正のあと、次の段階の基準案という形になるんだろうとは思っています。

私からは以上です。

【浜田座長】 では、栗原さん、どうぞ。

【栗原オブザーバー】 小林先生の戦略的にやらなきゃいけないことは否定はしませんが、これは特別立法ではないので、最初からそういう細かい数字を書いていくものではないと思います。もしそういう形で数字を書きたいのだったら、この法律に基づいて、文化庁が5か年計画とか、そういう計画をつくって、予算で措置をしていくという形であって、そういう細かい戦略的な内容というのは法律で書いていくものではないと思います。

逆にどうしてもしっかり書くのであれば、それはむしろ告示とか、もうちょっと変えやすいレベルで書いていくべきでしょう。多分今回法改正したら、また次はいつになるか分かりませんので、あまり短絡的に物事を考えるんじゃなくて、法律では一般的なことを書いて、それを受けて文化庁の方で予算要求して、正に小林先生がおっしゃったとおり、そこは財務省の戦いなので、どれだけ予算がつくかによって変わってきますので、法律と実際の政策面とは分けて考えた方がいいのではないかと思います。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。では、半田委員、どうぞ。

【半田委員】 私は今日の話で、博物館というのは未来に対する責任を果たす中核的な装置であり機能であるということ述べさせていただいたんですけど、それを下支えしているのは、まさしく青木さんがおっしゃった郷土資料館であり、皆さんのお話に出てきている地域の小規模館が実際支えてくれているという実態があるわけですね。浜田さんのお話の中で、登録率16%とかいう話がありましたけども、実は蓋を開けてみると、登録館のウエートの中で結構多いのは、市町の公立館というのが結構ウエート高いんですよ、登録博物館に登録されている博物館施設としては。それらの多くは23条の原則無料というのもきちっと守りながら、少ない人数の中で地域の宝物をきちっと守ってくれている、これからの博物館制度の中で最も大事にしないといけないジャンルに属する施設というのが、全国それぞれの地域にたくさんあるという現実があるわけですね。

そういった施設をこれから博物館法あるいは博物館制度の中でどういうふうにサポートしていけるのかというところを考えると、私は国の政官の連携のこともちょっと申し上げましたけど、話にちょっと出た文化庁が博物館所管についての統一的な窓口になれたというのはすごい大きなチャンスだと思うんですね。やはり博物館だけをターゲットに制度を考えていっても、なかなか孤軍奮闘で、その先の広がりがないとか、お金がつかないとか、いろんな課題にぶち当たっていくんだらうと思うんですけど、しかし、その背景にある、全体としての文化行政の中で、例えば文化芸術基本法であるとか、文化財保護法であると

か、そういう関連法規で進んでいる政策とのマッチング、連携というのが、これから博物館の振興というものにも非常に大きな役割を果たす可能性をきちっと見据えて、文化庁として全体的な文化政策の中に博物館をどう位置づけていくのかというところをきちっと強化していくというのが非常に大事だと思うんですね。

例えば文化財保護法の中で、国が指針を示し、都道府県が大綱をつくり、市町が、基礎自治体が活用計画をつくるという 1 つのスキームの中に、今活用計画を立案して文化庁に提出して承認されてきている数がどんどん増えているというところにおいては、博物館を設置している自治体のモチベーションを高める上で、非常に博物館の質というのが左右されるということだと思うんですよ。現場が非常に高いモチベーションを持っていても、小規模館においては、設置者、行政のモチベーションが上がらなければ、結局お金も回ってこないし人も回ってこないという現実があるので、そこを周囲に関連している地域全体の文化財を地域づくりの中でどう活用していくのかという、まず行政のモチベーションを上げていくというところの背中を押しながら、その中における博物館の質を高めていくというやり方がこれからのいいんじゃないかなと思うんですけど、そういう博物館の背中を押してあげられるような博物館側にとっての法律であるとか制度を考えていくのが大事なことじゃないかなと思います。

ということだとすると、小林さんがおっしゃった地域間の格差というのは、博物館として考えていけば、格差はつukらないというのが原則であり方向だと思うんですけど、その格差を生み出している要因は何かというと、やっぱり設置者とか行政のモチベーションの温度差というものに結構大きく左右されているところがあるので、そこをできるだけ同じモチベーションを持ってもらえるような政策を打っていくという、博物館を取り巻くもうちょっと広い範囲での文化政策との連携とか協働というものがこの博物館制度を考えていく上でもすごい大事じゃないかなと私は思っています。

【浜田座長】 ただいま法令と政策等の観点からのお話だったと思いますが、小林委員、よろしいでしょうか。

【小林委員】 はい、大丈夫です。栗原さんのおっしゃっていることはすごくよく分かっているつもりですが、そうであってもということです。実際にこの後様々な事業をやってもらうときに、今半田さんが言ってくださったこと、本当に重要だと思います。設置者が立派な施設をつくっていてもその後の運営に全く関心を持たないということはよくあります。あるいは、首長が替わると、全くまるでなかったことのようにになってしまうなんていうこと

を結構見てきました。そういうことが起きないような方向性を目指していくということを、大きな枠組みで書くところと、事業単位でやっていくところ、あるいは、施行令レベルとか、規則レベルとかいろいろあると思っています。

しかし、やはりこの10年ぐらいで博物館をどうしていくのかという、曖昧ではなく、具体的な数字的目標は、大きく変えようとするこういう時には大事だと思います。

【浜田座長】 ありがとうございます。すみません、先ほど青木委員、途中で切れてしまったんですが、続きの御意見をいただければと思います。小規模館の救済について御意見をおっしゃったと思いますが。

【青木委員】 すいませんでした。実はパソコンを、新しくしたのですがちょっとうまくなかったです。

それで、ちょっと話が途中になってしまったんですけども、とにかく審査要件等々は、当然小規模資料館・博物館にあわせて緩やかにすべきだと私は思います。

それから、先ほどちょっと話が途中で、あるいは認識が誤ったかもしれませんが、いわゆるネットワークというのがどういう意味だったかちょっと分からなかったんですけども、小規模博物館を育成するためには、とにかく県単位、地方単位のネットワークですね、いうところの〇〇県博物館機構なるものをつくって、それで小規模館を育成していくということが、必要かと思います。

そしてもう一つ、第3条ですよ。博物館の事業なんですけども、博物館の事業の中に、今1つは、県立博物館においてはということですね。今言った、そういう中核館としてのネットワークを維持していくというようなことも業務になりますでしょう。もう一つは、全体にいわゆる文化財保護法との整合性を持たせた、例えば遺跡博物館といいましょうか、重伝建であるとか、あるいは文化的景観であるとか、いろいろなものがございますね。そういう意味での野外というものをこの第3条の中に、それは博物館のいわゆる事業であると認識できるような条文を入れていただいたらどうかと思っております。

以上2点です。すみません。

【浜田座長】 ありがとうございます。現行法の第3条の中を見ると、「当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等」、文化財活用の便を図るという表現になっておりますが、これをもう少し拡大解釈した方がいいということになりましょうか。

【青木委員】 拡大といいましょうか、あるいは、詳細により具体性ですね、具体をする

ことが、いわゆる文化財行政の上で、必要です。非常にこれは悩ましいといひましようか、あちこちの委員会でも問題になる内容なんです。博物館は箱の中だけでいいのかということでもありますよね。そういう意味で申し上げました。ありがとうございました。

【浜田座長】 今日、エコミュージアムという観点もありますので、それらを法の中でどう書き込んでいくかということも考えないといけないのかなというふうに確かに思ったりいたします。

残り時間も10分ほどになってしまったんですが、今日事務局から提示されている論点としては、審査基準、それから事業、そして定義づけということになっておりますが、この辺に絞りまして、更に御意見をいただけたらと思います。竹迫委員、では、どうぞお願いいたします。

【竹迫委員】 ありがとうございます。先ほど座長の御説明をお聞きしていて、私、聞き間違えたかもしれないのですけれども、今回の博物館法の改正では、登録制度の見直しのところは是非実現したいということで、博物館の定義づけの見直しについては、一度にはできないかもしれないので、先送りをするのも考えざるを得ないという御説明だったでしょうか。私の聞き間違いだったらごめんなさい。

【浜田座長】 資料にもそのような表現を取ってしまいましたが、登録制度もしくは認証制度の形を変えると、当然定義づけも変わってくる部分がありますので、その最小限の定義づけの変更はやらなければいけないと思っております。

これまで意見の出ている全体的な定義変更というのは、すぐできるかどうかというのは難しい点があるであろうということで、事務局をちょっと支援する形でこんな表現をしたということですので、そういうふうに御理解をいただければと思います。

【竹迫委員】 ありがとうございます。分かりました。多分実情としてはそうなのだろうとも思うのですけれども、佐々木委員が発言されました「幅広い博物館のよりどころとして新しい博物館法が存在する」と言う視点は今回の博物館法改定にあたって大変重要な本質だと思います。改定後に、いきなりたくさん館が登録博物館になれるかどうかはともかくとしても、改正された博物館法の下に、自分たちもそういう方向を一緒に目指していくんだという視座を共有して手をつないでいけるという点では、この定義づけ、大きなところでこの博物館法の中に、日本の博物館は世界に向けて日本人たちのためにどういうことをめざすことを決めているのですということ、だから、博物館はこういう役割を担っていく、未来につながっていく文化施設なんですというようなことをきちんとうたうということは今

回の改正では重要なことなのではないかと思います。何がどこまでというところは、多分本当に作業は大変なんだと思うんですけども、やはり改正していくことの意味や意義が最も顕著に出てくる部分はそこだと思うので、是非そこは実現できるとよいなと思ってお話を聞きました。ありがとうございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。半田委員，どうぞ。

【半田委員】 ありがとうございます。塩瀬さんが最初の御質問のときに、この話は最初にした方が良かったとおっしゃったのは、本当にそうで、自らの反省も込めて、改めて今日の話聞き直してみたところにおいては、座長はやはり全部改正を目指すべきだというふうに心強くおっしゃっていただいたわけですが、今の議論を聞いていけば、まさしくそうなんですよね。言ってみれば、定義をどこまでやるかという問題はあっても、でも、定義をある程度、包括的な表現かどうかはともかく、定義がなければ先に進めないという状況でもあるんだろうと思うんですね。定義をきちっといじるのであれば、それは全部改正だということであるならば、全部改正で進めるべきだと、私は個人的に今日話を聞きながら改めて思った、というのが素直な感想ですということを一言申し上げたいなと思いました。

【浜田座長】 半田委員からも心強い御意見を頂いて、私もうれしく思います。

残り時間があと 5 分ほどであります、そのほかの委員からは是非という御意見があればお願いしたいと思います。

改めて塩瀬委員，いかがでしょうか。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。ちょうど今、挙手ボタンを探していたところでした。今回、先ほどもおっしゃってくださったように、もう 1 回ちゃんと定義から考え直して、全面改定の覚悟も、事務局が今ドキッとしながらだとは思いますが、今回、皆さんで議論していて、博物館を強くして、数を増やして、みんなで次の時代に資料を送っていくことが大事だということ自体はずっと議論の中で共通して出てきていることだと思います。そのために皆さんが集まって知恵を絞ってくださっている時間だと思うので、このまま博物館の数が、例えば 20%というのが 60%とか 80%ぐらいまで増えていったとき、その数が 3 倍か 4 倍になると、そのままいくとリソースが十分には増えないかも知れないので、もともと博物館としてなにか恩恵に授かっていたところがあったとすると、単純に考えると 3 分の 1 か 4 分の 1 に減ってしまうかもしれないということにもなりかねません。それでも博物館という機能が日本全体として広がるのが大事だと考えるのは、博物館としてちゃんと機能する場所や人が増えることで、結果として未来にそのまま送ることのできる資料が

増えるということだと思います。その覚悟をもう1回、文化庁さんも含めて、我々部会の委員も含めて、みんなで力を合わせればこそ次の時代に多くの貴重資料を残しやすくなると思います。そんな急に予算が2倍、3倍と増えることはないとは思いますが、力を合わせることに特に資料を残す上で大切だということを知っていればこそ、拠点ネットワークを通じての教育や資料保存の連携、災害時の資料レスキューもそうですね。今回の博物館法の改定は、その力を合わせるための機会だと思いますので、今回定義を変えるというところまでを一気にできるかどうかは確かに分かりませんが、この話をする機会としては、多分この上ない機会だなと思います。この部会からの情報発信としても、こういうところまでちゃんと議論していますというのはもっとどんどん外向けに話せると、ここで集まってお話しできている意義があるのかなと思いました。

博物館に関わる誰もがやりたいことは、次の時代までちゃんと今預かっているものを届けたいということは間違いないと実感していますので、館の大小も関係なく皆さんが同じ気持ちでやっているということが博物館としてはつながりが一番強いところだと思います。今ここに参加できていること自体、すごく面白いので、これをちゃんと形に残せるお手伝いができたらと思います。ありがとうございます。すみません、感想めいたものになってしまいましたが。

【浜田座長】 ありがとうございます。時間ももうほぼないんですが、では、最後、佐久間委員、どうぞ。

【佐久間委員】 短く。とはいえ、全部改正がすぐに全部実現できるとは必ずしも思っていないので、問題なのは、議論が終わった後、「はい、駄目でした」で全部議論が止まってしまふことだと思うんですよ。今回の議論がどういう形で決着しても「残された問題は、課題はここにあるんだ、次実現しなきゃいけないのはこれなんだ」ということをずっと続けなければいけないと思っているんです。そういったことというのが日々の博物館行政だと思いますので、是非そういったコミュニケーションをずっと文化庁さんと続けていくことが必要だなと思っていますので、残された課題というものをちゃんと認識できる形にしていくことが必要かなと思いました。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。ほぼ時間となりました。

今日の論議につきまして、事務局の方向性と若干違う部分ももしかしたらあるかもしれませんが、我々の総意として、是非全体的な検討を進めていかれるといいのかなと思ってお

ります。

では、時間となりましたので、本日の論議は以上にしたしたいと思います。

委員の皆様につきましては、これまでと同様に、次回のワーキンググループまでに今日の論議をもう一度振り返っていただきまして、御意見のある方は随時事務局まで御意見を送りいただければと思っております。

それでは、事務局から今後の予定について御説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。全部か一部かは、手段であって、この部会では是非何のために、何をするのかという点を議論いただきたいと思っております。

次回の予定、49ページに資料7を添付してございますけれども、今後、9月30日にもう1日、日程、皆様に頂いております。今日の議論を踏まえて、残された課題について、審査基準、第三者組織、インセンティブ、経過措置と盛りだくさんで書いておりますけれども、残された課題について議論をしていきたいと思っております。

その間に、親部会の方、博物館部会についても、1日日程を頂いております。これまでのヒアリングの結果とそれを踏まえてした議論について部会に報告する会を1日設けさせていただきますと考えてございます。

10月以降には、前回メールでも共有させていただきましたけれども、大臣からの諮問という形で、法制度どうあるべきかの検討を博物館部会、今受けているという状態でございますので、それに対する答申を決定していきたいと考えてございます。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。ただいま説明があった内容につきまして、御質問あるいは意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、ちょうど定刻を迎えますので、これで第8回のワーキンググループを閉会いたします。どうも本日は皆さんありがとうございました。

— 了 —